

快適な街づくりへ 広がる下水道

～排水設備工事（水洗化工事）を速やかにお願いします～

公共下水道の供用が開始された区域は「処理区域」となり、速やかに公共下水道に接続する排水設備工事をしていただかなければなりません。水路（溝）の臭いや蚊の発生等の生活環境の改善や河川・水路の水質保全のためにも、速やかに接続工事を行っていただくようお願いします。既に処理区域で、まだお済みでない方は早期に行ってください。

なお、排水設備工事は、指定工事店でなければ施工することができません。指定工事店は、令和2年11月現在約240社あり、市への申請手続き等も指定工事店が行うことができますので、工事の見積もりを取っていただき、指定工事店に工事を依頼してください。指定工事店の一覧表は市ウェブサイトまたは下水道総務課に印刷物を備え付けています。



【問合せ】下水道総務課
☎072-947-3910（直通）

教えて消費生活 Q&A ～災害に便乗した悪質商法～

Q

来訪した事業者に「先日の台風で屋根が壊れていますが、損害保険で負担なく修理ができますよ。」と勧められ申込書にサインをしました。その後、知り合いの業者に相談してみると、修理の必要はないと言われたので契約を取り消したいのですが、大丈夫でしょうか？



A

自然災害による住宅修理について「保険が使える」と勧誘されても、損害保険が実際支払われるか、また金額もいくらになるか分かりません。まずは自身が加入している保険会社に契約内容を確認しましょう。また、住宅修理とは別に、保険金請求のサポートをするという契約をさせられ、高額な費用を請求される場合もあります。その場ですぐに契約せず家族や周りの人に相談しましょう。クーリング・オフができる場合もありますので、おかしいと思ったら消費生活センターに相談しましょう。



【消費生活相談】

毎日 10:00～12:00 / 13:00～15:30（相談受付）（土日祝除く） まずは電話でお問い合わせください。
消費生活センター（市役所本館2階） ☎072-947-3715（直通）